

定 款

公益社団法人大阪府防犯協会連合会

公益社団法人 大阪府防犯協会連合会定款

目 次

第1章	総 則	(第1条～第2条)	・・・1
第2章	目 的 及 び 事 業	(第3条～第4条)	・・・1
第3章	会 員	(第5条～第11条)	・・・1
第4章	総 会	(第12条～第20条)	・・・3
第5章	役 員	(第21条～第28条)	・・・4
第6章	理 事 会	(第29条～第34条)	・・・6
第7章	ブ ロ ッ ク 連 絡 会	(第35条～)	・・・7
第8章	会 計	(第36条～第39条)	・・・7
第9章	定款の変更及び解散	(第40条～第43条)	・・・8
第10章	事 務 局	(第44条～)	・・・8
第11章	公 告 の 方 法	(第45条～)	・・・8
第12章	補 則	(第46条～)	・・・9
附	則		・・・9

公益社団法人大阪府防犯協会連合会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大阪府防犯協会連合会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、犯罪のない明るい社会の実現を理想として、府民の防犯思想を高揚し、警察活動と連携を図り、効果的な防犯活動を推進し、もって犯罪や非行のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及啓発
 - (2) 防犯団体に対する協力援助
 - (3) 防犯活動等に功労のある個人及び団体の表彰
 - (4) 犯罪予防の協力援助
 - (5) 少年の非行防止、健全育成のための活動及び協力援助
 - (6) 防犯及び善良な風俗の保持等に関する風俗環境浄化
 - (7) 防犯対策に配慮した住環境等の普及促進
 - (8) 防犯対策の調査、研究
 - (9) 自転車防犯登録の普及啓発
 - (10) 防犯器具等の普及啓発
 - (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した大阪府内の防犯団体、

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員、賛助会員の入退会に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会の決議により、別に定める額を毎年度支払わなければならない。

2 賛助会員は、入会時に申し込みした口数又は金額の会費を毎年度支払わなければならない。

3 賛助会員は、別に定める会費変更申出書を提出することにより、会費の口数又は金額を変更することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条第1項及び第2項の支払い義務を3年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が任意退会、除名又は資格を喪失したときは、既に納入した会費及びその他の抛出

金品は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 専務理事及び部外監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の1週間（総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第19条 やむを得ない事由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。

2 代理人による議決権の行使を行う場合は、あらかじめ委任状を提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び専務理事並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上 16名以内
- (2) 監事 2名以上 3名以内

2 前項第1号の理事の中から、次の役職者を選定する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 専務理事 1名

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 副会長は、代表理事及び業務執行理事でない理事とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び参与)

第 27 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、有識者及び本会に功労のある者の中から 5 名以内、参与は、防犯活動について高度の知識及び経験のある者の中から 5 名以内で、理事会の推薦により、会長が委嘱するものとする。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて意見を述べ又は総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問及び参与の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用については、費用を

弁償することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事及び部外監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事が職務を行うために要する経費については、費用を弁償することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 29 条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 ブロック連絡会

(ブロック連絡会)

第 35 条 ブロックごとに防犯団体が緊密に連携し、情報交換及び交流を深めるとともに、効果的な地域安全活動の推進を図るため、本会に、ブロック連絡会を置く。

2 ブロック連絡会の運営については、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第 8 章 会 計

(事業年度)

第 36 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸貸対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 専務理事及び部外監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 39 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 41 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 42 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本会が解散等により精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事 務 局

(事務局)

第 44 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長、事務局次長及び所要の職員を置く。ただし、事務局長は、専務理事が兼ねることができる。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に

掲載する方法による。

第 12 章 補 則

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は松本壽満、専務理事は佐藤義雄とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

改定日 令和 2 年 5 月 2 7 日 （理事会議事録に記名すべき者の変更）

最近改正（令和 7 年 5 月 27 日）

第 27 条第 2 項 参与の数を 3 名以内から 5 名以内に変更する。